

令和2年7月1日

各施設・事業所の長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

高齢者関係施設における災害発生時の対応等の徹底について

標記については、令和元年5月29日付け高第224号「高齢者関係施設における災害発生時の対応等について」(別紙)において、災害発生に備えた食料・飲料水等の生活必需品の備蓄や燃料・電源の確保、「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく避難判断、災害による被害発生時の報告等について依頼しているところですが、本年も今後台風発生の季節を迎えるにあたり、取組みの徹底についてお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症が収束しない中での災害発生時の避難行動について、内閣府より、以下の資料が公表されておりますので、御確認ください(当該資料中の「避難行動判定フロー」は主として個人の避難行動の目安を示したものと思われまますので、こちらについてはあくまで参考としてください)。

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係			
係長	榎田	担当	齋藤
電話	058-272-1111 (内線 2600)		
FAX	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		

(別紙)

高第224号
令和元年5月29日

各施設・事業所の長様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

高齢者関係施設における災害発生時の対応等について

日頃より、県の高齢福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、一般的に高齢者関係施設は、要介護高齢者など日常生活上の支援を必要とする方が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じた措置を速やかに講ずる必要があります。

特に今後、梅雨や台風発生の季節を迎えるに当たり、災害により物資の供給等に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料、飲料水及び生活必需品の備蓄、燃料や電源の確保等に努めていただくようお願いいたします。

また、平成31年3月に内閣府により「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、洪水や土砂災害等に係る警戒レベルが3に達し、市町村から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときは、避難に時間のかかる高齢者等は避難を開始することが求められていることを踏まえ、防災、減災の観点からの適切な対応を併せてお願いします。

なお、貴施設・事業所において万一災害による被害等が発生した場合は、その状況について下記により報告をお願いします。

記

1 報告先

岐阜圏域 県岐阜地域福祉事務所又は県危機管理部危機管理政策課

その他圏域 各県事務所福祉課又は振興防災課

※ 連絡先一覧を岐阜県ホームページに掲載しております。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/koreisha-shisetsu/11215/news.html>)

2 報告様式

任意様式で可

※ 参考様式を岐阜県ホームページに掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/koreisha-shisetsu/11215/news.html>)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係			
係長	榎田	担当	齋藤
電話	058-272-1111 (内線2600)		
FAX	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		